

(1) 工事の総合評価について
③ 令和8年度 実施方針

令和8年3月10日
山梨県総合評価委員会

1. 総合評価の適用

- ・3千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による一般競争入札を適用する(解体工事、アスファルト舗装工事は1千万円以上)
- ・適用タイプは、総合評価活用ガイドラインの適用タイプ表により、特別簡易型(I)、(II)、簡易型(30)、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択するものとする。

- 災害復旧工事は、迅速かつ円滑な復旧のため、「災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領」を適用する。
- 解体工事は、安全で確実な施工が必要なため、「山梨県 解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」を適用する。
- アスファルト舗装工事は、品質が高く、安全で円滑な施工が必要なため、「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」を適用する。
- 入札参加者が県外企業のみとなる工事は、下請への県内企業の活用を促進するため、「山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領」を適用する。

2. 一括審査方式(試行)

- ・地域の実情を踏まえて一括審査方式を積極的に活用する。

3. 評価項目の改定検討

- ・社会経済情勢に合わせて、評価項目の改定検討を行っていく。

※ 山梨県総合評価委員会の年2回実施(9月、3月)

※ 意見聴取を木曜日に実施

※ 標準型、簡易型：案件毎意見聴取

特別簡易型：一括意見聴取

